

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100223号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100126号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、当該賞与の支給についても不明である旨回答している上、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できないと回答している。

また、請求者が請求期間当時に賞与の口座振込先としていたとする金融機関は、保管期限経過のため、取引履歴の記録は確認できない旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100606号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100125号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年4月4日から同年10月18日まで

A社でアルバイトとして働き、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずだが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。確定申告書の控えを提出するので、調査の上、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「健康診断成績票兼指導票(平成17年度採用1)」、「検査報告書」及び「日記」により、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の後継事業所であるC社は、請求期間当時のアルバイト職員に係る厚生年金保険の加入は、要件を満たしていれば加入させていたが請求期間当時の資料はなく、請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している。

また、請求者が、自身と同じアルバイト職員であった者として24名を記憶しているところ、9名についてはA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、15名については同被保険者記録が確認できないことから、同社では、すべてのアルバイト職員を厚生年金保険の被保険者としてはいなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間及び請求期間の前後にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる17名に照会し、9名から回答があったものの、請求者のA社における勤務実態を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者から提出された「平成17年分の所得税の確定申告書B」の控えによると社会保険料控除欄は空欄となっている上、請求者は給与明細書等の保険料が控除されていたことを確認できる資料を保有していないことから、請求期間における厚生年金保険料の控除につい

て確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100608号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100127号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年7月31日から同年8月1日まで
② 平成4年4月29日から同年5月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。私は、月末または給与の締め日にしか辞めたことはないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(以下「通知書」という。)によると、資格喪失年月日欄には平成2年7月31日、備考欄には「7/30退職」と記載されていることが確認でき、事業主は、請求期間①当時の届出の事実、請求者の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できる資料については、通知書以外にはない旨陳述している。

また、オンライン記録により、請求期間①に、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者及び同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和64年1月1日から平成2年7月31日までの者のうち連絡可能な複数の者に照会したものの、請求者の退職日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間①の期間に係る給与明細書及び預金通帳等の資料を保有しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、B社は、すでに厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は連絡先が不明である上、当該期間当時、同社の元取締役であった者に照会したが、担当していた部署が相違するため請求者の退職日等については不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のB社における離職年月日は平成4年4月28日であり、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、オンライン記録により、請求期間②に、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、請求者の退職日を記憶している者はおらず、請求者の請求期間②における勤務を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間②の期間に係る給与明細書及び預金通帳等の資料を保有しておらず、ほかに厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。